

立山町地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務委託について

1 業務名

立山町地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務

2 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

3 目的

立山町では、令和7年12月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく地域公共交通計画である「立山町地域公共交通計画」を策定した。本計画において、「立山町営バス（以下「町営バス」という。）」は、町民の日常生活の足としての重要な役割を担う交通モードであると位置付けられている。

一方で、町営バスのダイヤ及びルートが実情に即していないことや、維持管理費が年々増加傾向にあること等、課題が顕在化しており、改善が求められている。

本業務は、町の財政負担軽減と町民等の利便増進に繋がる、より持続可能な町営バスネットワークへの再編のため、「立山町地域公共交通利便増進実施計画」を策定することを目的とする。

4 契約の概要

- | | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 方法 | 特命随意契約 |
| (2) 設計金額 | 金 3,801,600 円（消費税 345,600 円含む） |
| (3) 見積徴収先 | 富山県中新川郡立山町大石原 337 番地
NiX JAPAN 株式会社立山営業所 所長 大宮 昌也 |
| (4) 選定理由 | 利便増進実施計画の作成のためには、町の地域公共交通の現状や課題、また昨年度策定した「立山町地域公共交通計画」について熟知していることが求められる。また、計画を策定し、国の認定を受けるまでのスケジュールを考慮すると、履行期間が短期間となることから、公共交通に関する計画について策定実績のある事業者であることが求められる。 |

当事業者は、立山町地域公共交通計画策定調査等業務（令和6年度）及び立山町地域公共交通計画策定業務（令和7年度）の受注者であり、当該業務を通じ、町の公共交通に係る現状や課題等について熟知していることから、短期間で履行できる事業者として最も適していると考えられる。

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| (5)契約の締結条件 | 上記事業者より見積書を徴し、予定価格内であれば、契約を締結するものとする。 |
|------------|---------------------------------------|

立山町地域公共交通利便増進実施計画策定業務仕様書（案）

1 業務名

立山町地域公共交通利便増進実施計画策定業務

2 履行場所

立山町公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）が指定する場所

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日（金）まで

4 目的

立山町では、令和 7 年 12 月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づく地域公共交通計画である「立山町地域公共交通計画」を策定した。本計画において、「立山町営バス（以下「町営バス」という。）」は、町民の日常生活の足としての重要な役割を担う交通モードであると位置付けられている。

一方で、町営バスのダイヤ及びルートが実情に即していないことや、維持管理費が年々増加傾向にあること等、課題が顕在化しており、改善が求められている。

本業務は、町の財政負担軽減と町民等の利便増進に繋がる、より持続可能な町営バスネットワークへの再編のため、「立山町地域公共交通利便増進実施計画」を策定することを目的とする。

5 業務内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 業務計画書の作成

本業務の目的等を十分理解した上で、合理的かつ正確に作業を行うため、契約締結日から起算して 7 日以内に本業務全体の工程・フロー及び各業務の実施方針、方法、体制等に係る業務計画書を作成し、その後速やかに協議会に説明を行う。

(2) 利便増進事業の検討

立山町地域公共交通計画に基づき、前年度に実施した町営バス運行体系見直し検討業務の成果その他の関連資料等を踏まえ、地域公共交通ネットワークの最適化や、利用しやすいダイヤ及び運賃設定等、サービスの利用増進に向けて取り組むべき事業の検討を行う。

(3) 利便増進実施計画（案）の検討・作成

ア 利便増進事業の計画概要および事業内容の整理

(2)の検討結果等を踏まえ、実施区域、事業の内容・実施主体、地方公共団体による支援の内容（予算的支援以外の内容を含む）等を整理する。

イ 事業スケジュールの検討

利便増進事業の各実施予定期間を整理し、事業スケジュールを作成する。

ウ 事業実施に必要な資金の額・調達方法

利便増進計画期間における事業収入・支出、交通事業者等の負担額について試算する。また、事業の実施にあたり国庫補助金等の活用が可能なものについて、試算等を行う。

エ 事業の効果等の検討

事業による影響、期待される利便性や効率性、利用者数や収支等の効果について試算し、具体的な検討を行う。

オ 利便増進実施計画（案）の作成

利便増進実施計画（案）の本編及び概要版を作成する。また、国土交通大臣への認定申請時に必要となる事業概要資料を別途作成する。

(4) 協議会本会議の運営支援

利便増進実施計画（案）の作成に向けた協議に係る協議会の本会議（2回程度の開催を予定）の開催に際して、資料の作成、会長、副会長、委員等への事前説明、当日の質疑対応等、会議の開催・運営に係る支援等を行う。

(5) 報告書作成

(2)から(4)までの検討結果、実施内容を踏まえ、報告書を作成する。

(6) 打合せ協議及び技術的助言

ア 打合せ協議

打合せ協議は、次のとおり行うものとし、打合せ協議の都度、必要な資料、協議記録等を作成する。

① 初回、完了時の対面による2回

② ①のほか、随時必要となるオンライン等による複数回

イ 技術的助言等

本業務の履行期間中は、専門的知見に基づき、必要な調査・情報収集を随時行い、それらを基に町に対して助言、情報提供等を行う。

6 業務の完了

本業務は、成果物の納品をもって完了とする。ただし、完了後の検査の結果、修補が必要と認められた場合は、受注者の責任と負担により修補を行うものとする。

(1) 成果物

- ア 計画書の本編及び概要版 電子データ一式 CD-R
- イ 本業務で収集・作成したコンテンツの電子データ一式 CD-R
- ウ 報告書 1部（日本産業規格A4の用紙とし、一式をファイル等に綴じ込むこと。）
 - ※ 電子データについては、PDF形式及びWord、Excel、PowerPoint等の加工可能なファイル形式により提出すること。

(2) 成果物の帰属等

本業務の成果物又はその利用に関する著作権、所有権等については、原則として委託料の支払を完了した時に、発注者に移転するものとする。

7 技術士の保有資格に関する要件

管理技術者は、技術士法（昭和58年法律第25号）第32条の規定により登録された技術士（建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有する者であること。

8 資料の貸与等

本業務における資料の貸与等については、次に定めるところによる。

- (1) 本業務の実施に当たり、協議会は、受注者に対し、立山町が作成し、又は保有する各種計画その他の作業に必要な資料を貸与するものとする。この場合において、受注者は、貸与を受けた資料について、紛失、汚損、破損等がないよう、善良な管理者の注意をもって、これを取り扱わなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の完了後、直ちに貸与を受けた資料を協議会に返却しなければならない。
- (3) 受注者は、貸与を受けた資料について、次に掲げる行為をしてはならない。
 - ① 本協議会の許可を得ずにこれを複製すること。
 - ② 本業務の目的以外にこれを使用すること。

9 秘密の保持

本業務における秘密の保持については、次に定めるところによる。

- (1) 受注者は、本業務により知り得た情報を他に利用し、又は開示してはならない。
- (2) 本業務の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

10 その他

- (1) 受注者は、この仕様書に定めのない事項であっても、業務の遂行上必要な事項は実施しなければならない。
- (2) 業務の遂行上生じた疑義等については、協議会及び受注者の双方が信義に従って誠実に協議し、これを解消するものとする。
- (3) 委託料には、本仕様書で断りがあるものを除き、本業務の履行に係る一切の費用を含むものとする。
- (4) 受注者は、業務の遂行に際し、技術論文等の文献その他の資料を引用し、又は参考とした場合は、必ずその出典を明記すること。